

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年2月4日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度[第37-G7412-01号]静岡県狩野川流域下水道管路及び流域関連公共下水道管路ウォーターPPP導入支援業務委託

(2) 業務目的

本業務は、狩野川流域下水道及び流域関連公共下水道※1を対象とし、県及び市町の管路一体の「管理・更新一体マネジメント方式(更新支援型)」によるVFMの算定及び公募書類(要求水準書、募集要項等)を作成するものである。

※1:流域下水道に接続する5市3町(西部処理区:沼津市、三島市、裾野市、清水町、長泉町、東部処理区:伊豆市、伊豆の国市、函南町)の公共下水道

(3) 履行期限

令和9年3月15日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、40,073,000円(消費税込み)とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出する参加者の構成

(1) 参加者は、単体法人又は複数の法人で構成される企業グループとする。

(2) 企業グループを構成する企業数の上限は任意とするが、提案する事業の実施に関して各構成員が適切な役割を担うものとする。

(3) 企業グループとして参加する場合は、企業グループを構成する法人(以下、「構成員」という。)の中から代表者を定め、代表者が企画提案書を提出すること。なお、参加申し込み後に構成員を変更すること及び代表者が提案内容の全てを他の法人に再委託することは認めない。

(4) 企業グループの構成員は、本件に係る他の参加者と重複できないものとする。

3 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 平成27年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道、上水道または工業用水道のPPP/PFIの導入支援業務を、元請または共同で完了した実績があること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年8月29日付け管第324号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(5) 静岡県静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の

者をいう。) が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年2月4日(水)の午前9時から令和8年2月25日(水)の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム(PPS)

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/rakusatsuhoshiki/1028623.html>> に掲載する。

5 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年2月4日(水)から令和8年2月26日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班

TEL: 054-221-3067

E-mail: gesui@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで電子メール若しくは持参、郵送にて提出すること。

6 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和8年3月2日(月)までに通知する。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により令和8年3月2日(月)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和8年3月9日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年3月10日(火)までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班まで提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、その旨を電話で連絡すること。

8 契約予定者を特定するための基準

- (1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。
- ア 配置予定技術者の技術者資格、業務経験、手持ちの業務量
 - イ 企業の業務実績、ＩＳＯの取組
 - ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性
 - エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- なお、評価において評価点の合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和8年3月12日(木)までに通知する。

9 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者(「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く)に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和8年3月12日(木)までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年3月19日(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年3月23日(月)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班まで提出すること。提出方法は、電子メールによるものとし、その旨を電話で連絡すること。

10 その他

- (1) 詳細は、「令和7年度[第37-G7412-01号]令和7年度静岡県狩野川流域下水道管路及び流域関連公共下水道管路ウォーターPPP導入支援業務委託 業務説明書」による。
- (2) 手書きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局生活排水課整備班(電話番号054-221-3067 E-mail:gesui@pref.shizuoka.lg.jp)とする。